

令和7年度南島原市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は島原半島の南東部に位置し、全耕地面積に占める水田の割合が27.1%で、基盤整備率24.9%となっている。ほ場の大区画化等の基盤整備を推進し、生産性の向上、及び農地の集積や集落営農の育成による経営基盤の強化を一層図っていく必要がある。

また、米の消費量の減少等により令和7年産の主食用米の生産数量も減少していることから、不作付地の解消、裏作の有効活用に加え、主食用米から転換する品目での収益確保が必要となる。

一方、農家の高齢化や後継者不足により不作付地の拡大や農家戸数の減少が見られるため、需要のある作物への誘導による水田フル活用を緊急に推進していく必要がある。また、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積、分散錯圃の解消を推進していく。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

野菜指定産地として指定されている作物については、農援隊などの労力支援の活用により収穫等繁忙期の労力不足を解消し、さらなる作付面積拡大を図る。また、施設栽培作物については、AIなどを活用したスマート農業の導入により、品質向上を図る。

また、小麦については、南島原市の特産であるそうめんの原料であり、そうめん生産団体と連携を図りながら小麦品種の選定や品種に適したほ場の確保を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

交付対象水田のルール徹底を図るため、本市農業再生協議会の構成員・交付申請者と協力しながら、圃場の現地確認などの点検を行います。

また、交付申請時を利用して、制度の変更点や現行ルールの徹底を周知し、作付け意向の確認を行いながら、地域の実情を踏まえ、畑地化支援を活用した畑地化を推進する。

また、担い手の経営規模拡大のため、農地中間管理機構を活用した優良農地の確保と担い手への農地集積を図ることで作業の効率化を図り所得の向上を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米については、需要に応じた生産を基本としつつ、主食用米偏重でなく需要に応じた生産を自らの経営判断で作付けすることを実現するべく、新規需要米など他の作物への転換を推進していく。

(2) 備蓄米

当市においては、備蓄米の生産はないものの近年の大規模災害等に対するニーズもあり、主食用米からの転換品目候補として取組を図る。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米の生産にあたっては、国からの産地交付金を活用し、飼料用米の作付拡大を目指す

とともに、飼料用米のわら利用など畜産農家と連携した取組を進めることで、粗飼料生産の拡大を図る。

イ 米粉用米

当市においては、米粉用米の生産はないものの県内他地域においては、学校給食等のニーズもあり、主食用米からの転換品目候補として取組を図る。

ウ 新市場開拓用米

当市においては、新市場開拓用米の生産はないものの、主食用米からの転換品目候補として取組を図る。

エ WCS 用稲

肉用牛の増頭等需要に見合った供給ができるよう、引き続き畜産農家と連携した取組を進めるとともに、現在取り組まれている農業者を中心に生産拡大を図る。

オ 加工用米

当市においては、加工用米の生産はないものの県内他地域においては、実需者のニーズもあり、主食用米からの転換品候補として取組を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

- ・ 麦、大豆については、生産取組が拡大しない状況にあるが、国の戦略作物助成を活用し、実需者ニーズに応えた品種の取組拡大を図る。
- ・ 飼料作物については、飼料価格の高止まりなどによる生産コストの上昇に対応するため、耕種農家と畜産農家が連携をとりながら、飼料作物の生産拡大を推進する。また、飼料の収穫調整機械の導入を支援し、畜産農家の需要に応じた自給飼料の生産拡大により、飼料自給率の向上を図る。

(5) そば、なたね

南島原市のそば、なたねの作付については、現状では小規模ではあるが、不作付地の解消と併せて、推進を図っていく。

(6) 高収益作物

当該地域において、主食用米から他品目への転換及び収益を確保するうえで、高収益作物への転換は重要となる。指定産地野菜である「ばれいしょ・たまねぎ・白菜・トマト・きゅうり」をはじめ、野菜（葉菜・果菜）、葉タバコを始めとした高収益作物の取組については産地交付金を活用し支援する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	518.9	0.0	518.6	0.0	518.6	0.0
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	5.6	0.0	5.6	0.0	5.6	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	3.4	0.0	3.4	0.0	3.4	0.0
加工用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦	5.6	4.7	5.3	4.7	5.3	4.7
大豆	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料作物	97.1	47.1	72.2	39.3	72.2	39.3
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高収益作物	77.6	0.0	75.5	0.0	75.5	0.0
・野菜	73.4	0.0	71.3	0.0	71.3	0.0
・花き・花木	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	0.0
・果樹	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
・その他の高収益作物	3.5	0.0	3.4	0.0	3.4	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・雑穀	0.8	0.0	0.8	0.0	0.8	0.0
畑地化	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	そば、なたね	そば・なたね作付支援 （基幹）	そば・なたね 作付面積拡大	（令和6年度） 0.0	（令和8年度） 1.0
2	ばれいしょ、たまねぎ、白 菜、トマト、きゅうり	指定産地野菜作付支援 （基幹）	指定産地野菜 作付面積拡大	（令和6年度） 25.9	（令和8年度） 94.0
3	別紙のとおり	施設栽培作物作付支援 （基幹）	園芸作物作付面積拡大	（令和6年度） 30.8	（令和8年度） 127.0
4	別紙のとおり	野菜・葉たばこ作付支 援（基幹）	地域振興作物（野菜・ 葉たばこ等）作付面積	（令和6年度） 17.1	（令和8年度） 120.0
5	きく、さかき、しきみ、ほ おずき、ハイビスカス	花き・花木作付支援 （基幹）	地域振興作物（花き・ 花木）作付面積拡大	（令和6年度） 0.5	（令和8年度） 4.5
6	パッションフルーツ、び わ、ぶどう、みかん、中晩 柑、オリーブ、いちじく、 かき	果樹作付支援（基幹）	地域振興作物（果樹） 作付面積拡大	（令和6年度） 0.1	（令和8年度） 29.0
7	飼料用米（多収品種）	飼料用米多収品種作付 支援（基幹）	飼料用米（多収品種） 作付面積拡大	（令和6年度） 0.8	（令和8年度） 2.2
8	戦略作物（麦、大豆、飼料 作物）	戦略作物への支援 （二毛作）	戦略作物（二毛作） 作付面積拡大	（令和6年度） 41.6	（令和8年度） 73.0
9	飼料用米、米粉用米	複数年契約加算 （基幹）	飼料用米、米粉用米の 作付面積拡大	（令和6年度） 0.0	（令和8年度） 2.4
10	飼料作物	水田放牧への支援 （耕畜連携）	飼料作物作付面積 （水田放牧分）	（令和6年度） 0.7	（令和8年度） 1.3

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：長崎県

協議会名：南島原市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	そば・なたね作付支援(基幹)	1	20,000	そば、なたね	播種前契約書を締結して生産し、製油・製粉業者等へ出荷・販売を行ったものを対象
2	指定産地野菜作付支援(基幹)	1	13,000	ばれいしょ、たまねぎ、白菜、トマト、きゅうり	通常の肥培管理を実施し、集荷販売業者への出荷を行っていること。
3	施設栽培作物作付支援(基幹)	1	14,000	別紙のとおり	通常の肥培管理を実施し、集荷販売業者への出荷を行っていること。
4	野菜・葉たばこ作付支援(基幹)	1	13,000	別紙のとおり	通常の肥培管理を実施し、集荷販売業者への出荷を行っていること。
5	花き・花木作付支援(基幹)	1	13,000	きく、さかき、しきみ、ほおずき、ハイビスカス	通常の肥培管理を実施し、集荷販売業者への出荷を行っていること。
6	果樹作付支援(基幹)	1	13,000	パッションフルーツ、びわ、ぶどう、みかん、中晩柑、オリーブ、いちじく、かき	苗木を新植後最初の6月が属する年度から5年間で支援
7	飼料用米多収品種作付支援(基幹)	1	10,000	飼料用米(多収品種)	新規需要米取組計画に基づき生産したものを対象
8	戦略作物への支援(二毛作)	2	14,000	戦略作物(麦、大豆、飼料作物)	経営所得安定対策等実施要綱別紙12の戦略作物の組み合わせで、「主食用米と戦略作物」、「戦略作物同士」
9	複数年契約加算(基幹)	1	7,000	飼料用米、米粉用米	3年以上の複数年契約に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農(複数年契約に係る新規需要取組計画又は生産製造連携事業計画に位置づけられた者に限る。)による取組 ただし、令和2年度及び令和3年度からの継続分のみを対象とする。
10	水田放牧への支援(耕畜連携)	3	14,000	飼料作物	1haあたりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙

7 産地交付金の活用方法の概要(対象作物)

都道府県名:長崎県

協議会名:南島原市農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3
3	施設栽培作物作付支援(基幹)	1	14,000	トマト、いちご、きゅうり、メロン、すいか、アスパラガス、にら、にがうり、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、そらまめ、ほうれん草、きく、バラ
4	野菜・葉たばこ作付支援(基幹)	1	13,000	アスパラガス、にら、ブロッコリー、レタス、キャベツ、ねぎ、菜の花、ほうれん草、高菜、いちご、さやいんげん、さやえんどう、南瓜、にがうり、メロン、すいか、なす、オクラ、パプリカ、さといも、らっきょう、甘しょ、しょうが、葉たばこ、さとうきび

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。